

環境アセスメントに係るお知らせ

令和4年10月24日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）西加瀬プロジェクトに係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都中央区日本橋一丁目4番1号 武蔵小杉特定目的会社 取締役 西川 康洋
	指定開発行為の名称	（仮称）西加瀬プロジェクト
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為）、商業施設の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区西加瀬5番1 外
	指定開発行為の目的	物流倉庫及び店舗等の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約100,263㎡ 延べ面積：約232,720㎡
	指定開発行為の施行期間	令和5年4月（着工予定）から令和8年6月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和4年10月24日（月）～11月7日（月） 縦覧場所ごとの時間、曜日は次項をご覧ください。 期間中は本市ホームページにて見解書の内容を御覧になれます。
	縦覧場所及び時間	川崎市：中原区役所・幸区役所・幸区役所日吉出張所・環境局環境評価課（市役所第3庁舎15階）／午前8時30分～午後5時（10月24日は正午から）。土・日曜・祝日を除く。 横浜市：横浜市環境創造局環境影響評価課・港北区役所 午前8時45分～午後5時（環境創造局環境影響評価課は午後5時15分まで）（10月24日は正午から）。土・日曜・祝日を除く。
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の提出について	【申出書の記載内容】 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 - 指定開発行為の名称 - 申出理由及び意見の要旨 意見の要旨には、主に条例準備書及び条例見解書に対する環境影響評価に係る事項を個別のかつ具体的な意見を簡潔に記述してください。 【申出ができる方】 - 条例準備書関係地域内（別紙参照）に住所又は勤務場所を有する者 - 条例準備書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者 - 条例準備書関係地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体 【提出期限及び提出先】 提出期限：令和4年11月7日（月）（郵送の場合は令和4年11月7日消印有効） 提出先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価課宛て 提出方法：郵送、持参またはホームページのフォームから。（これ以外の受付は行いません） 申出書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意しています。
	条例公聴会の開催について	上記の申出があった場合で、市長が必要があると認めるときは、条例公聴会を開催します。 開催する場合は、開催日の14日前までにその旨を公告及び周知いたします。 公聴会は、12月3日（土）日中の開催を予定しています。 【公述人について】 - 公述人に選定された方は公聴会に出席いただき意見を述べていただきます。（代理不可） - 公述人は、上記の申出をされた方の中から選定させていただきます。 - 公述人に選定された方に対し、条例公聴会の開催日時、公述事項、公述の方法及び時間等を記載した通知を送付します。 申出人数が15人を超えた場合は、次のとおり公述人を選定します。 - 環境影響評価に係る事項が多岐にわたるよう配慮させていただきます。 - 環境影響の程度がより大きい居住地域の方を考慮させていただきます。 公述人に選定されなかった方に対しても、不選定理由を記載した通知を送付します。 【条例公聴会を開催しない場合】 上記申出がなかった場合には、条例公聴会を開催されません。
ホームページ 検索 川崎市 アセス図書の公表 https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html 		
問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921	

関係地域の範囲（条例見解書より抜粋）

関係地域は、環境に影響が及ぶと予想される範囲とし、以下に示す範囲を包含する地域とする。

- ・建設機械の稼働に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある計画地敷地境界から 100m 程度の範囲
- ・風害を及ぼすおそれのある計画地敷地境界から建物高さの 2 倍程度（約 100m）の範囲
- ・工事用車両の走行及び施設関連車両の走行に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある、原則、最寄りの幹線道路に至るまでの車両ルート沿道から 50m 程度の範囲
- ・日照障害が及ぶ範囲
- ・テレビ受信障害が及ぶ範囲
- ・計画地敷地境界から大気汚染物質の最大着地濃度地点の 2 倍程度の範囲

市名	区名	関係町丁名
川崎市	中原区	木月住吉町、市ノ坪、苅宿、西加瀬、木月2丁目、木月4丁目、大倉町 上記町丁の全部または一部
	幸区	鹿島田3丁目、新川崎、矢上、北加瀬2丁目、北加瀬3丁目 上記町丁の全部または一部
横浜市	港北区	日吉三丁目 上記町丁の一部

